

第129号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正理由	2
2 改正内容	2
3 附属機関の概要	2
4 新旧対照表	3
5 (参考) 第二種健康診断特例区域治療支援事業の概要	4～5

原爆被爆対策部
令和6年11月

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定に基づき、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を設置したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置

名称	担当事務	区分	施行期日
長崎市第二種健康診断特例 区域医療受給者証審査会	第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付に関する必要な 事項の審査に関すること	設置	令和6年12月1日

3 附属機関の概要

(1) 長崎市第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会

ア 設置理由及び審査内容

令和6年12月1日から「第二種健康診断特例区域治療支援事業」が創設されることに伴い、第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付に関する必要な事項、11の障害を伴う疾病にかかっている者として、医療費の支給を行うことが適当と認められるかの審査を行うため、医学に関する専門家で構成する審査会を設置する。

イ 開催予定回数

毎月1回程度

ウ 委員構成（予定）

5人以内（医師）

4 新旧対照表

新			旧		
長崎市附属機関に関する条例			長崎市附属機関に関する条例		
第1条から第3条まで (略)			第1条から第3条まで (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
附属機関の 属する執行 機関等	名称	担当事務	附属機関の 属する執行 機関等	名称	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	長崎市被爆体験者精神医療受給者証審査会	被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する必要な事項の審査にすること。		長崎市被爆体験者精神医療受給者証審査会	被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する必要な事項の審査にすること。
	長崎市第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会	第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付に関する必要な事項の審査にすること		(略)	(略)
	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	上下水道事業管理者	(略)	(略)
上下水道事業管理者	(略)	(略)			
別表第2 (第2条関係) (略)			別表第2 (第2条関係) (略)		

5（参考）第二種健康診断特例区域治療支援事業について

（1）経過

平成 14 年度～	国の「被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱」に基づき、第二種健康診断受診者証所持者のうち、被爆体験を原因とする精神疾患及びその合併症について、本人自己負担分の医療費の支給を行い、その症状の改善、寛解及び治癒を図るもの。
令和 6 年 8 月 9 日	平和祈念式典後の被爆体験者団体等からの政府に対する要望の場で、当時の岸田総理大臣が武見厚生労働大臣に対し、政府として早急に課題を合理的に解決できるよう具体的な対策を調整するよう指示を行った。
令和 6 年 9 月 21 日	当時の岸田総理大臣から、これまで被爆体験者とされてきた方々全員を対象として、精神疾患の発症を要件とせず、また、精神疾患に関連する限定的な疾病に限らず、幅広い一般的な疾病について、被爆者と同等の医療費助成を行う事業を創設し、年内のできるだけ早い時期の医療費から助成を適用する救済策が示された。
令和 6 年 11 月 1 日	厚生労働省が「第二種健康診断特例区域治療支援事業実施要綱」を発出
令和 6 年 12 月 1 日	「第二種健康診断特例区域治療支援事業」の開始・申請受付開始

（2）概要

令和 6 年 12 月 1 日から、第二種健康診断受診者証を所持している方のうち、11 の障害を伴う病気にかかっている者を対象として、幅広い一般的な疾病について**被爆者と同等の医療費助成**を行い、その症状の改善、寛解及び治癒を図るもの。

<対象となる 11 疾病>

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 造血機能障害を伴う疾病 | 7. 腎臓機能障害を伴う疾病 |
| 2. 肝臓機能障害を伴う疾病 | 8. 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病 |
| 3. 細胞増殖機能障害を伴う疾病 | 9. 呼吸器機能障害を伴う疾病 |
| 4. 内分泌腺機能障害を伴う疾病 | 10. 運動器機能障害を伴う疾病 |
| 5. 脳血管障害を伴う疾病 | 11. 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病 |
| 6. 循環器機能障害を伴う疾病 | |

<医療費助成の対象外>

遺伝性の病気、先天性の病気、原爆以前にかかった精神病、軽いむし歯

<対象者（見込み）>

約 6, 300 人を上回る見込み

（参考）第二種健康診断受診者証所持者（令和 5 年度末）：全国 6, 323 人）

<黄色：第二種健康診断特例区域>



(3) 申請からの流れ（第二種健康診断受診者証の未所持者）

